

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)  
身体障害者福祉法による更生医療機関の指定(〃)  
保安林の指定の解除予定(森林保全課)  
開発行為に関する工事の完了(七件)(都市計画課)
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 海区漁業 委 告 示 す くい網漁業の操業に関する指示  
ひきなわ釣漁業の操業に関する指示
- ◇ 公 告 鳥取県公文書公開条例の運用状況(総務課)  
自衛官の募集(消防防災課)
- ◇ 雑 報 平成九年度第一回理容師実地試験等の実施(県民生活課)

## 告 示

### 鳥取県告示第三百四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医

師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
眼 科	視覚障害	松井博美	鳥取市江津七三〇 鳥取県立中央病院
〃	〃	佐々木勇二	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	八田史郎	〃
耳鼻咽喉科 気管食道科	聴覚、平衡機能障 害及び音声、言語、 そしやく機能障害	阿部博章	米子市福市二二七六一一 阿部クリニック
整形外科	肢体不自由	西原彰彦	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	山形泰司	西伯郡西伯町大字倭三九七 西伯町国民健康保険西伯病院
〃	〃	藤田典往	日野郡日野町根雨七三〇 日野病院
脳神経外科	〃	渡辺高志	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	田邊路晴	米子市西町六 高島病院



(指定訪問看護事業者等)

名 称	所 在 地	訪問看護ステーション の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取医療生活 協同組合	鳥取市末広 温泉町二五 二	せいきよう訪問看護 ステーションあおぞら	気高郡鹿野 町大字今市 六三一	平成九年四月一日
医療法人 有 真 会	米子市河崎 五八四一	訪問看護ステーション まごころ	米子市河崎 五八四一四	〃
医療法人 誠 医 会	東伯郡大栄 町大字瀬戸 五三一	訪問看護ステーション 大栄	東伯郡大栄 町大字瀬戸 五三一	〃

**鳥取県告示第三百六号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字高浜八八九の五〇一・八八九の六二四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字海士字気東水八二〇の七、八二〇の四・八二〇の六・字高浜八八九の五〇一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第三百七号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年六月二十七日 鳥取県指令都計三二二第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桂木字大芝及び字奥大芝並びに生山字以後前及び字苜蒲谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目五二

森本興産株式会社

代表取締役 森本 美明

**鳥取県告示第三百八号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月十三日 鳥取県指令鳥土維第千三十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市千代水三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南隈三五

米田 一郎

**鳥取県告示第三百九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年八月三十日 鳥取県指令米土維第十十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢二十

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市三本松一丁目一〇一三二  
長岡喜代野

**鳥取県告示第三百十号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十一月十九日 鳥取県指令米土維第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県松江市嫁島町一―一二

積水ハウス山陰株式会社

代表取締役社長 大橋 孝司

**鳥取県告示第三百十一号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十二月九日 鳥取県指令米土維十第二十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市上福原五丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市上福原三丁目一―四三

影嶋 繁雄

米子市上福原三丁目一六―一五

伊藤 朗

米子市上福原三丁目一〇―九

伊藤 昌文

**鳥取県告示第三百十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月十二日 鳥取県指令米土維十第三十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市車尾字宮ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥根県松江市嫁島町一―一―二

積水ハウス山陰株式会社

代表取締役社長 大橋 孝司

**鳥取県告示第三百十三号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年四月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成九年二月二十六日 鳥取県指令都計三―二第十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市渡町字宮ノ前

境港市渡町字宮ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町一―九―二

株式会社ショーホク

代表取締役 松谷 佳興

**教 育 委 員 会 告 示**

**鳥取県教育委員会告示第七号**

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年四月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田

一日時 平成九年四月二十八日（月）午後一時

端

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室  
三 議題

- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他

### 海区漁業調整委員会告示

#### 鳥取海区漁業調整委員会告示第一号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成九年四月二十五日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線以东の鳥取県海面において、平成九年五月一日から同年八月三十一日までの間に、すくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

#### 一 承認の内容

- (一) 承認を受けられる者
  - 県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者とする。
- (二) 承認の対象となる船舶

総トン数十トン未満の漁船

#### (三) 承認を受けた者の操業の条件

- イ 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
- ロ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。
- ハ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
- ニ 漁獲物は、原則として本県の漁港に陸揚げしなければならない。
- ホ 操業期間満了後速やかに、別に定める様式の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

#### 二 承認の取消し

- 一 (三)の条件に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

#### 鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成九年四月二十五日

鳥取海区漁業調整委員会会長 佐 竹 嘉 泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線における岩美郡福部村と鳥取市との境界点から正北の線と海岸線における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成九年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。

公 告

鳥取県公文書公開条例（昭和63年3月鳥取県条例第2号）第17条の規定により、平成8年4月1日から平成9年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成9年4月25日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 公文書開示請求（任意的開示の申出）の件数及び処理状況

(件)

区 分	件数	処 理 状 況			
		開 示	部 分 開 示	非 開 示	取 下 げ
公文書開示請求	15	3	12	0	0
任意的開示の申出	1	1	0	0	0
合 計	16	4	12	0	0

2 公文書開示請求（任意的開示の申出）の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合 計
知事（知事部局）	12	1	13
知事（企業局）	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0

教育委員会	1	0	1
選挙管理委員会	0	0	0
人事委員会	0	0	0
監 査 委 員 会	2	0	2
地方労働委員会	0	0	0
収 用 委 員 会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
合 計	15	1	16

3 公文書開示請求（任意的開示の申出）の請求者別内訳

(件)

県の区域内に住所を有する者	15
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	0
上記請求権者以外のものからの任意的開示の申出	1
合 計	16

4 不服申立ての件数及び処理状況

平成8年度において、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てはなされなかった。

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき、平成9年度第1次自衛官募集を次のとおり実施する。

平成9年4月25日  
鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 採用する自衛官及び採用予定数

- (1) 二等陸士：10数名
- (2) 二等海士：若干名
- (3) 二等空士：若干名

なお、各自衛官とも試験は共通で行い、試験合格の後、本人の希望等により振り分ける。

2 試験期日、試験種目及び試験場

- (1) 平成9年5月18日(日)

ア 試験種目

筆記試験(国語(作文を含む)、数学及び社会)、口述試験、適性検査(筆記式)

イ 試験場

東部地区：鳥取市富安二丁目89-4 鳥取第一合同庁舎6階  
中部地区：倉吉市山根29-2 倉吉体育文化会館  
西部地区：米子市阿三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

- (2) 平成9年6月13日(金)

ア 試験種目

身体検査

イ 試験場

米子市阿三柳2603 陸上自衛隊米子駐屯地

(注) この日に、平成9年5月18日(日)の試験を都合により受験できなかった者に対する補備試験(筆記試験、口述試験、適性検査)を実施することがあります。

3 受験受付期間

平成9年4月1日から同年5月17日まで

4 合格発表(予定)

平成9年7月上旬

5 採用予定

平成9年7月下旬

6 応募資格

平成9年7月1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する男子で、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものであること。

7 問合せ先

- (1) 各市役所及び町村役場
- (2) 自衛隊鳥取地方連絡部(0857-23-2251)
- (3) 鳥取募集案内所(0857-26-4019)
- (4) 倉吉募集事務所(0858-26-2900)
- (5) 米子募集事務所(0859-33-2440)

雑 報

理容師法(昭和22年法律第234号)第3条第1項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条第1項の規定に基づき、平成9年度第1回理容師実地試験及び美容師実地試験を次のとおり実施する。

平成9年4月25日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉



## 1 試験期日

- (1) 理容師実地試験 平成9年6月2日(月)  
 (2) 美容師実地試験 平成9年6月9日(月)

2 試験会場 鳥取市南吉方一丁目71-3  
鳥取県理容美容高等専修学校

## 3 試験事項

## (1) 理容師実地試験

## ア 理容師の基礎的技術

(ア) カットイング ミディアム分髪スタイルとする。

(イ) シェービング フェイシャル・シェービング、ネック・シェービング及び顔面処理

(ウ) 整髪 分髪線のある基本整髪とする。

イ 消毒薬の取扱い

ウ 理容を行う場合の衛生上の取扱い

## (2) 美容師実地試験

ア 美容の基礎的技術

(ア) 第1課題 ワインディング ノー・パート、シンメトリー構成とする。

(イ) 第2課題 オリジナル・セッティング センター・パート構成とする。

イ 消毒薬の取扱い

ウ 美容を行う場合の衛生上の取扱い

## 4 受験願書受付期間

平成9年5月7日(水)から同月13日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前10時から午後4時まで(郵送の場合は、平成9年5月13日(火)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

## 5 受験願書提出先

〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB(日本交通公社)鳥取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)

## 6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は13,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

## 7 その他

(1) 受験願書配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書等配布期間

平成9年5月2日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857-29-6086